特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例等に 係る教職課程認定基準等の改正(案)について

1. 改正の趣旨

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について~「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成~」(令和4年12月19日)(以下「中教審答申」という。)等を踏まえ、教職課程認定基準等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

<u>(1)特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正</u>

中教審答申を踏まえ、学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の 履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう、4年制大学において、 二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

(教職課程認定基準2(4)、10、14(2)、審査の観点)

(2) 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正 中教審答申を踏まえ、小学校における専科指導優先実施教科(算数、理科、 体育又は外国語)に相当する中学校教員養成課程(数学、理科、保健体育又 は英語)を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、 小学校二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

(教職課程認定基準2(4)、11、14(2))

(3)大学設置基準等による教育課程特例認定に係る改正

大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、 大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、 専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準 第十二条第一項の規定による認定(以下、「教育課程特例認定」という。)を 受けた大学が、教育職員免許法施行規則第22条第6項に基づき、当該特例 に係る先導的な取組により当該大学の教職課程を適正に実施できるものと 認められる場合、教職課程認定基準においても授業科目の自ら開設の原則 に特例を設けるもの。

(教職課程認定基準3(1)、(3)、(4)、確認事項1(2)、実地視察規程5)

(4) 教職実践演習の履修時期に係る改正

中教審答申を踏まえ、教職実践演習の履修時期について、4年次(短期大学の場合は2年次)後期としていたものを、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施するものとすること。

(教職実践演習の実施に当たっての留意事項2)

3. 適用期日

令和7年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。

教職課程認定基準(教員養成部会決定)の改正(案) 新旧対照表

改正案 現 行

2 教育上の基本組織

- (4)教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制 大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の 研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認 定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院 の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認 定を受けることができる。
- (5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重 に対応するものとする。

((8) に移動)

- (6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (7) <u>(4) にかかわらず、</u>栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならな

2 教育上の基本組織

(新設)

(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎 重に対応するものとする。

- (5)教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。
- (6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (7) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

V,

(8) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

3 教育課程、教育研究実施組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(1) 大学は、 認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許 法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単 位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。 なお、短期大 学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に 応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた 単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

ただし、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定(以下、「教育課程特例認定」という。)を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

(3)施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

((5) から移動)

3 教育課程、教員組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(1) 大学は、 認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許 法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単 位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。 ただし、短期 大学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類 に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定 する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引い た単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4) によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設され る領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機 器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「保育内容の指導 法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「各教科の指 導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な 学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教 諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の 内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目) 若しくは教育実践に関す る科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別 支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができ る。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施 行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第 7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数の それぞれ3割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係 る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程で ある場合は、この限りではない。

- 4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)│4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)

2(8)より、大学において、免許状の種類(一種免許状・二種免許状 (高等学校教諭については一種免許状)) ごとに、教職課程の認定を受ける にあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

8 通信教育の課程への特例

- (1)通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、 通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程(通学教育の課程) と通信教育の課程 が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教 育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。

(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設され る領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機 器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「保育内容の指導 法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。) に係る部分に限る。以下「各教科の指 導法」という。) 又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な 学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教 諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の
 内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目) 若しくは教育実践に関す る科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別 支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができ る。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施 行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第 7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数の それぞれ3割を超えないものとする。

2(5)より、大学において、免許状の種類(一種免許状・二種免許状 (高等学校教諭については一種免許状)) ごとに、教職課程の認定を受ける にあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

(10から移動)

9 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2 (4) にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2 (5) 及び (6) は適用しない。

11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2 (4)、(5)及び(6)にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

12 連携教職課程を設置する場合の要件

(8へ移動)

13 施設・設備等

14 教育実習等

(2)教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校 を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表 の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

(新設)

(新設)

9 連携教職課程を設置する場合の要件

10 通信教育の課程への特例

<u>11 施設・設備等</u>

12 教育実習等

(2)教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校 を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表 の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

区分	必要学級数	
幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合	
中学校教諭・高等学校教諭の教職課程	入学定員10人に1学級の割合	
特別支援学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合	
養護教諭の教職課程	入学定員5人に1校の割合	

(※)10又は11に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。

15 その他

(1) 本基準は、<u>令和7年度</u>からの教職課程の認定を受けようとする申請校 に適用する。

区分	必要学級数	
初等教育教員養成の場合	入学定員5人に1学級の割合	
中等教育教員養成の場合	入学定員10人に1学級の割合	
特別支援学校教員養成の場合	入学定員5人に1学級の割合	
養護教諭養成の場合	入学定員5人に1校の割合	

13 その他

(1) 本基準は、<u>令和6年度</u>からの教職課程の認定を受けようとする申請校 に適用する。

教職課程認定大学実地視察規程(教員養成部会決定)の改正(案) 新旧対照表

改正案

現 行

2 実地視察方法

(1) 実地視察は、教職課程認定基準<u>(平成13年7月19日教員養成部会決定)</u>(以下<u>「基準」</u>という。)及び教職課程認定審査の確認事項<u>(平成13年7月19日課程認定委員会決定)</u>(以下「確認事項」という。)に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。

4 連携教職課程を設置する大学への実地視察

<u>基準</u>2(3)に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。

5 教育課程特例による先導的な取組を行う大学への実地視察

基準3(1)、(3)又は(4)のただし書に定める教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。

6 報告書の作成及び公表

実地視察大学の教職課程が<u>基準</u>より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べることができる。

7 教職課程の認定の取消についての意見

8 その他

(1) この規程は令和7年度から適用する。

2 実地視察方法

(1) 実地視察は、教職課程認定基準(以下<u>「認定基準」</u>という。)及び教職課程認定審査の確認事項(以下「確認事項」という。)に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。

4 連携教職課程を設置する大学への実地視察

教職課程認定基準 (平成13年7月19日教員養成部会決定) 2 (3) に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。

(新設)

5 報告書の作成及び公表

実地視察大学の教職課程が<u>認定基準</u>より低下した状態にあり、著しく適正 を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取 消についての意見を述べることができる。

6 教職課程の認定の取消についての意見

<u>7</u> その他

(1) この規程は令和6年度から適用する。

教職課程認定審査の確認事項(課程認定委員会決定)の改正(案) 新旧対照表

1 教育上の基本組織関係

(2) 既に認定を受けている大学が、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定を受ける場合であって、教育職員免許法施行規則(以下、「施行規則」という。)第22条第6項に係る教育課程を編成するもののうち、読替後の施行規則第22条第3項又は第4項に該当する場合は、当該大学の教職課程を適正に実施できるものであるか確認するため、新たに課程認定を行うものとする。ただし、この場合の教員審査は行わないものとする。

(3)

(4)

(5)

2 教育課程関係

- (1) <u>施行規則</u>第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。
- (5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。
 - ② 各事項において(8)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと

1 教育上の基本組織関係

(新設)

<u>(2)</u>

(3)

<u>(4)</u>

2 教育課程関係

- (1) 教育職員免許法施行規則(以下、「施行規則」という。) 第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。
- (5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。
 - ② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと

(7) 留学プログラム・海外研修等の科目や、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)」に基づく介護等の体験における学修について、認定を受けようとする学科等の教員養成の目標やそれを達成するための計画に即し、教職課程の科目として位置付けることが相応しいと認められる内容の科目は、当該学科等の教職課程の科目に含めることができる。

(新設)

(8)

(7)

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点(課程認定委員会決定)(案)

特定ガギに強ので等门にを持つ子符等に尿る特別に関する番直の観点(味性心に安良云次定)(未) 		
案	現行	
教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)10 に規定		
する、特定の分野に強みや専門性を有する四年制大学の学科等が、二種免許	(新設)	
状の教職課程を置く場合の審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこ		
ととする。		
1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著である		
<u></u>		
ー 身に付ける強みや専門性に係る活動等とは、一種免許状の教職課程を		
履修することとの両立が困難であると想定される程度のものを指す。		
また、当該強みや専門性が、認定を受けようとする二種免許状を取得		
しようとする者に対し、相乗効果を生み出すことが十分に期待できるも		
のであり、単に既存の教職課程の授業科目を深化・発展させることを目		
指すものは該当しない。		
例えば、データ活用、STEAM 教育、障害児発達支援、日本語指導、心		
理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚等に関連する資格要件を		
踏まえた教育課程・教育プログラム等の履修、その他の一定程度の活動		
等が挙げられる。なお、これに限るものではない。		
 2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようと		
する免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか		
教育委員会等からの要望、地域や学校における課題等を踏まえた教員		
養成を行うことが期待できるものであるか。		
 3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を		

目的とした教育課程等であるか

免許状を取得しようとする者が、当該学科等において強みや専門性を 身に付ける活動等を十分に行いながら二種免許状を取得する際に無理 のない教育課程が設定されているか。また、科目開設上の工夫や、履修 指導の体制が十分に整備されているか。

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

身に付ける強みや専門性に係る活動等は、当該学科等の学位プログラムを基礎として設定されたものであるか。当該学科等の目的・性格を歪めるものとなっていないか。

5. 二種免許状の課程認定基準等を満たしているものとなっているか

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準 (課程認定委員会決定) の改正 (案) 新旧対照表

改正案

教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)2<u>(5)</u>に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織(以下、「学科等」という。)の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)2<u>(4)</u>に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織(以下、「学科等」という。)の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

現行

教職実践演習の実施に当たっての留意事項(課程認定委員会決定)の改正(案) 新旧対照表

改正案	現行	
1. 教育研究実施組織 当該科目の実施に当たっては、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18年7月)(以下、「18年答申」という。)に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教科及び教職に関する科目の担当教員が協力して行うこと。	1. <u>教員組織</u> ○ 当該科目の実施に当たっては、 <u>答申</u> に示された当該科目の趣旨を踏まえ、 <u>教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目</u> の担当教員が協力して行うこと。	
2. 履修時期 履修時期は、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施すること。	2. 履修時期○ 履修時期は、<u>原則として、4年次(短期大学の場合には2年次)の後期</u>に実施すること。	
3. 授業方法 ○ その他 18 年答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。	3. 授業方法 その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。	

教育又は研究上の業績及び実績の考え方(課程認定委員会決定)の改正(案) 新旧対照表

改正案	現行
教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)3 <u>(6)</u> に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。	教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)3 <u>(3)</u> に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

強みや専門性を身に付ける活動と両立する教職課程の特例制度(案)

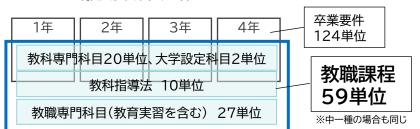
現状

4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。 しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、<u>卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、</u> 特に専門性を身に付けるための他の活動(**資格取得や留学等)との両立が困難。**

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

学科等の専門的な 学修(心理学科 等)

教職課程 (小学校一種免許 の場合)



- 教員養成系以外の学科では、卒業要件に必要な単位(124単位)と、教職課程に必要な単位(59単位)の重複が少ない。
- そのため、教員免許取得のための負担が大きく、 特に心理や福祉の資格取得等との両立は困難。

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、<mark>4年制大学において二種</mark> 免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免課程のイメージ

学科等の専門的な 学修(心理学科 等)

教職課程 (小学校**二種免許** の場合)



●教職課程の設置要件

専門性を身に付けさせる活動等が顕著であり、専門性と教員免許状の間で相乗効果が見込めること 等

教職

X

強み・専門性

※心理、福祉、障害児発達支援、日本語 指導、データ活用、グローバル感覚等

※一種免許状と二種免許状の違い

職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定

令和5年秋に教職課程認定基準を改正予定。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月 に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

専科指導優先実施教科に対応した小学校教諭の教職課程に関する特例制度(案)

現状

- ・令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたことから、専科指導優先実施教科である外国語・理科・算数・体育に相当する中学校の英語・理科・数学・保健体育の免許状との併有を促進することが重要である。
- ・現状では、小学校教諭の教職課程は、教員養成学部・学科等(※)にしか設置することができないため、両方の 免許の教職課程の開設数は少ない。
- ・多様な教職員集団の形成の実現のためには、従来型の教員養成学部・学科等に限らず、一般大学の学部・学科等 においても中学校免許状と小学校免許状との併有を可能とすることが必要。
 - (※)教員養成を主たる目的とした学科のみ設置が可能。一般的には教育学部教育学科や子ども教育学科等が該当する。
- 〇小学校免許状の教職課程を有する学科のうち、中学校免許状の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する 学科数(令和4年度)

英 語	理 科	数 学	保健体育
8 4 学科	6 0 学科	6 6 学科	6 0 学科

※一種の課程の学科数。小学校免許状(一種)の教職課程を有する学科は全体で265学科である。

<参考> 中学校免許状(一種)の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度) 英語…420学科、理科…580学科、数学…384学科、保健体育…227学科

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、小学校の専科指導優先 実施教科である英語・理科・算数・体育に相当する中学校免許状の英語・理科・数学・保健体育の教職課程を置く 大学の学科が、小学校の教職課程を設置できるようにする。



本改正により、例えば中学校免許状の数学の教職課程を有する 情報学部数理情報学科等において、小学校教諭免許状の教職 課程を開設可能となる。 中学校免許 英語、理科 数学、保体

X

小学校免許

今後の予定

令和5年秋に教職課程認定基準を改正予定。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月 に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。